平成２８年（家）第４２９号
仙台市宮城野区田子１丁目25番５－401号
申立人　狩野　文恵
本籍仙台市若林区木ノ下４丁目２番、最後の住所申立人と同じ
不在者　狩野　光照
昭和32年７月25日生
届出期間満了日　平成28年12月26日
仙台家庭裁判所

平成２８年（家）第４０５７号
名古屋市中川区柳森町1912番地の１
申立人　鐵本　克英
国籍ブラジル国、最後の住所不明
不在者　**藤**原　**邦**子
西暦1943年４月10日生
届出期間満了日　平成29年１月13日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第８１６号
名古屋市名東区梅森坂５－208　エクレール梅森坂105
申立人　青井　**尚**子
本籍名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地、最後の住所名古屋市天白区梅が丘１丁目613番地サンヒルズ203号
不在者　青井　逸雄
昭和26年６月８日生
届出期間満了日　平成29年１月10日
名古屋家庭裁判所

平成２８年（家）第１４５３号
兵庫県芦屋市精道町２番５号
申立人　西村　嘉史
本籍兵庫県芦屋市精道町47番地、最後の住所大阪府大阪市住之江区安立４丁目18番27号
不在者　西村　**嘉**子
昭和６年３月６日生
届出期間満了日　平成29年１月５日
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第２０５３号
奈良県大和高田市池尻260　エクセル吉紀Ｃ201
申立人　友井　**芳**江
本籍大阪府大阪市浪速区元町３丁目８番、最後の住所大阪市浪速区元町３丁目８番27号杉谷ビル101号
不在者　友井　敦雄
昭和23年８月13日生
届出期間満了日　平成29年１月６日
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第２２６１号
奈良県奈良市千代ヶ丘１丁目９番地の17
申立人　下前　卓也
本籍沖縄県国頭郡本部町字大堂720番地、最後の住所不詳
不在者　比嘉　正雄
昭和３年５月４日生
届出期間満了日　平成28年12月31日
大阪家庭裁判所

平成２８年（家）第１０３号
鹿児島県大島郡知名町大字徳時241番地
申立人　川口きみ江
本籍鹿児島県大島郡知名町大字徳時580番地１、最後の住所鹿児島県大島郡知名町大字徳時241番地
不在者　川口　幸栄
昭和28年４月17日生
届出期間満了日　平成28年12月26日
鹿児島家庭裁判所徳之島出張所

失踪宣告

平成２７年（家）第９８７号
本籍鹿児島県薩摩郡さつま町**杉**野2129番地、最後の住所東京都新宿区新小川町２丁目８番地倉田方
不在者　玉利　悠記
昭和17年３月25日生
平成28年８月27日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

平成２７年（家）第６８１号
本籍山形県長井市栄町450番地、最後の住所千葉県勝浦市中倉404番地
不在者　遠藤美智子
昭和45年12月20日生
平成28年８月20日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

平成２８年（家）第５３号
本籍静岡県浜松市中区曳馬３丁目1635番地１、最後の住所静岡県浜松市中区曳馬３丁目８番２号
不在者　加藤　正喜
昭和15年４月１日生
平成28年８月27日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

平成２８年（家）第１０４号
本籍大阪市浪速区戎本町１丁目５番地の９、最後の住所大阪市以下不詳
不在者　島岡政治郎
明治18年１月６日生
平成28年８月25日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第４９７号
本籍不詳、最後の住所北九州市小倉区砂津350番地（現住所北九州市小倉北区砂津１丁目２番11号）
不在者　濱島　　高
生年月日不詳
平成28年８月６日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

平成２８年（家）第５８号
本籍佐賀県佐賀市川副町大字早津江1133番地、最後の住所佐賀市川副町大字早津江1133番地
不在者　元村　保秀
昭和13年11月27日生
平成28年８月26日失踪宣告審判確定
佐賀家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第３号
本籍長崎県対馬市上県町久原158番地、最後の住所本籍と同じ
不在者　小島　幸枝
大正５年２月15日生
平成28年８月26日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所上県出張所裁判所書記官

除権決定

平成２８年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
福岡県古賀市天神１丁目８番36－202号
申立人　山本　正基
権利の届出の終期　平成28年８月24日
平成28年８月25日　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北九州市小倉南区下曽根四丁目2136番２
宅地　318.38㎡
⑵登記年月日番号　福岡法務局北九州支局明治39年８月15日受付第978号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治39年５月20日設定
目的　建物保有
存続期間　明治39年５月20日より10年間
地代　年玄米３斗
支払期　毎年９月20日
地上権者　北九州市小倉南区大字曽根2136番地
宮﨑甫五郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５８８号
千葉市若葉区桜木８丁目７番33号
債務者　有限会社吉田塗装興業
代表者取締役　吉田　剛志
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　宏信
４　破産債権の届出期間　平成28年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
川崎市川崎区貝塚２丁目16番16－601号　ドミイル川崎
債務者　有限会社エム・スポーツ・プロディュース
代表者取締役　齋藤　　雅
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大橋　賢也
４　破産債権の届出期間　平成28年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８３８号
東京都武蔵村山市学園３丁目49番地の10
債務者　有限会社タワラヤマフードサービス
代表者代表取締役　俵山　周之
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
４　破産債権の届出期間　平成28年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部